

新宿区監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、
定期監査及び行政監査の結果に基づき区長が講じた措置について別紙のとおり
公表する。

平成25年4月30日

新宿区監査委員	山	岸	美佐子
同	猿	橋	敏雄
同	岩	田	一喜
同	小	松	政子



25 新総総総第 368 号
平成 25 年 4 月 26 日

新宿区監査委員 山 岸 美佐子 様
同 猿 橋 敏 雄 様
同 岩 田 一 喜 様
同 小 松 政 子 様

新宿区長 中 山 弘 子



定期監査等の結果に基づく措置について（通知）

平成 24 年 2 月 24 日付け 23 新監査第 581 号による「平成 23 年度行政監査結果報告書」及び平成 24 年 9 月 13 日付け 24 新監査第 242 号による「平成 24 年度定期監査（前期）結果報告書」の中で意見及び指摘を受けた事項について、別紙のとおり措置を講じましたので、地方自治法第 199 条第 12 項の規定に基づき通知します。



平成 23 年度行政監査（平成 24 年 2 月）

■「学校校庭の活用」及び「学校体育館等の活用」に伴う修繕等について

【地域文化部・福祉部・子ども家庭部】

・監査結果の内容（要約）

現在、「学校校庭の活用」及び「学校体育館等の活用」に伴う施設及び備品の修繕等については、事業所管課又は学校のいずれが行うかルールが明らかではない。

本来、修繕については、物を破損する等の原因をつくった者が負担することが原則であるが、原因が特定できない場合も想定できる。そのため、事業所管課においては、学校教育に支障をきたすことなく学校施設が円滑に使用されるよう、事前に学校との協議を行い、修繕について一定のルールを定め、双方の責任分担を明確にされたい。

・講じた措置の概要

各事業部と教育委員会事務局とにおいて協議し、事業の客体や内容に応じた、事業ごとの協議書、仕様書等のルールを策定した。

例えば、地域文化部の事業における施設、設備の修繕については、汚破損等の原因が学校開放事業利用者の故意または過失であると認められる場合のみ学校開放事業予算で対応し、それ以外の経年劣化等による場合は教育委員会が対応するものとする。また、学校教育と学校開放事業で使用する共用物品の調達等については、学校に対し物品の需要調査を行った上で、学校開放事業予算の範囲内で一括購入し学校へ納入する。

また子ども家庭部では、放課後子どもひろばについては「放課後子どもひろば事業に関する協議事項」を作成し、ひろば事業実施に必要な部分の改修及び修繕については子ども家庭部、躯体に関わる部分の修繕については教育委員会が行うこととしている。また、保育ルームについては、「新宿区保育ルーム事業運営委託仕様書」を作成し、施設等を毀損した場合の所管と委託事業者の責任分担を明記している。さらに、小学校内学童クラブについては事業所管課、小学校内児童館については事業所管課又は指定管理者が修繕することとしている。

なお、福祉部における新宿区立東戸山高齢者在宅サービスセンターについては、東戸山小学校校舎の1階一部を老人福祉施設として用途変更し、通所介護サービスを実施している。また、入口を学校とは別にし、校庭、体育館等他の施設は利用しておらず、使用範囲の修繕は事業所管課において対応している。

以上のとおり、各事業における学校施設利用部分に修繕が必要となった場合の、学校及び事業所管課双方の責任分担を明確化した。

